

4つの柱による基本体系 — 高齢者福祉計画(案) —

1. 高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らす

- 高齢者がいつまでも元気で生きがいを持って暮らしていくため、老人クラブ活動の支援や、郷土の先人佐藤一斎の「三学の精神」に基づいた生涯学習活動などを推進します。
- 高齢者の労働や社会活動を推進するため、シルバー人材センターの支援や学校教育における地域講師、まちづくり活動への参加など、地域社会で活動する場をつくり出します。



▲地域の学校で異世代間交流

2. 高齢者がいつまでも元気に暮らす

- 早期からの介護予防を推進するため、それぞれの年代に合わせた健康づくりを促進し、壮年期から生活習慣病の予防や健康に関する正しい情報の提供、健康相談、生活習慣改善支援などを行います。
- 高齢者の閉じこもり防止や介護予防を推進するため、いきいき教室の開催やふれあいサロン活動への支援、おしゃべりパートナーの派遣、介護予防や認知症予防についての普及と啓発、回想法を活用した事業などを行います。



▲健康維持を支援する教室

3. 住みなれた地域で安心して暮らす

- 支援が必要な高齢者のそれぞれの状況に応じたサービスを提供するため、軽度生活支援やお元気食事サービス、訪問理容サービス、寝具消毒乾燥サービスなどを行います。
- 安心して安全な生活環境を整備するため、高齢者の住宅改善への助成や地域での移送サービス活動の支援、緊急通報システムの設置、災害時における高齢者支援体制の充実などを行います。
- 認知症を正しく理解し、社会全体で認知症の方とその介護者を支えていくため、認知症サポーターの養成や認知症支援の人材育成、若年性認知症に対する支援、徘徊高齢者の位置を探索する端末機の貸し付けなどを行います。
- 認知症などにより判断能力が十分でない高齢者の権利を守るため、日常生活の自立支援事業や成年後見制度の利用促進、介護保険施設などへ介護相談員の派遣などを行います。
- 見守りが必要な高齢者を地域で支える仕組みづくりや、介護が必要になっても安心して暮らし続けられるよう保健と医療、福祉、地域などが連携し、目的に応じた柔軟な対応ができる地域包括ケアネットワークをつくり上げます。

4. 介護を受けながら安心して暮らす

- 介護が必要な高齢者が、状態に応じたきめ細かなサービスを受けるため、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護などの地域密着型サービスなどを充実していきます。
- 介護者を支援するため、介護者交流事業や認知症の方の家族のつどいなどの開催や介護用品の購入助成など、介護者の精神的、身体的、経済的負担の軽減を図ります。



▲「想(おも)い出列車」に参加して明知鉄道の中で懐かしい歌を歌う皆さん

高齢者の皆さんが安心して暮らせるまちを目指して

計画案にご意見を

基本理念は「安心と生きがいのある高齢者福祉の充実」

市の人口が減少傾向にある中、65歳以上の高齢者人口は今後も増加し続け、平成26年度には、高齢化率が31・1割に達することが予測されています。高齢化に伴い、介護保険事業の要介護認定者は増加し、介護保険サービスが拡大していく中、給付費も年々上昇しています。今後、独り暮らしや高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加していくと考えられ、身近な地域での見守りや支え合い、認知症支援の充実が必要で、また高齢者がいつまでも元気で生きがいを持って、地域で活躍でき、高齢者同士が支え合う地域づくりが急務となっています。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の要望や状態の変化に応じた「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを切れ目なく提供し、「安心と生きがいのある高齢者福祉の充実」を基本理念とした、高齢者福祉施策と介護保険事業の充実を目指します。

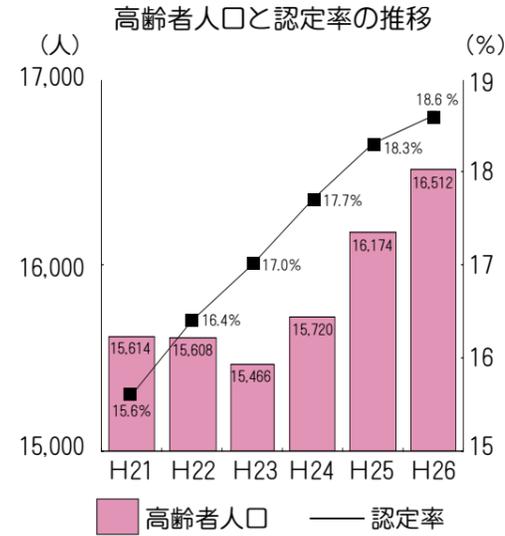
計画案の作成に当たっては、市民の代表や学識経験者、医療・保健・福祉関係者で組織する「市介護保険事業計画策定委員会」で検討してきました。介護保険の対象となる市民や介護給付を受けていない75歳以上の高齢者、介護サービス事業所、介護支援専門員などから、事業に対する意見や高齢者を取り巻く地域社会の現状などの調査を行い、計画策定の参考にしていきます。

高齢者福祉計画は、高齢者の福祉に関わる総合的な計画です。介護保険事業計画は、介護保険の給付対象となる介護サービスに関する計画です。この二つの計画は、高齢化の進行や、医療・福祉制度など社会的な変化を踏まえ、3年間を1期として見直しをしています。この度は、来年度から平成26年度までの第5期計画(案)の概要をお知らせし、皆さんからの意見を募集します。

□問い合わせ 高齢福祉課 26-2111 (内線123)

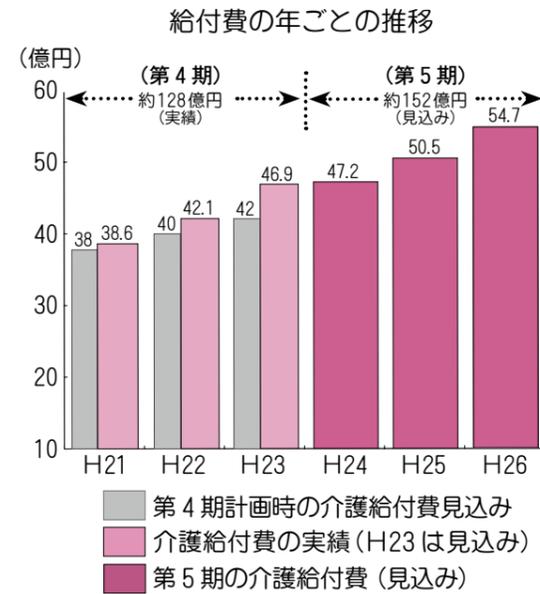
◆要介護・要支援認定率は18割超えに

左のグラフは、市内の65歳以上の高齢者の人口の推移と、そのうち、介護を必要とする要介護・要支援認定を受けた人の割合の推移を示しています。
高齢者人口は、本年度と比べると3年後の平成26年度には、1046人増え、1万6500人余りに上昇し、認定率も上昇していくと予想されます。
この先、高齢者人口と認定率の上昇で、介護の需要は、さらに高まる見込みです。



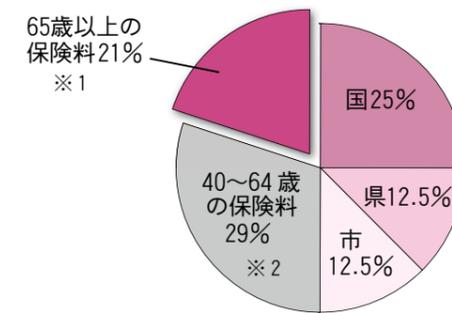
◆増え続ける給付費

介護保険事業計画では、3年ごとに介護サービスに必要なお金を見込み、65歳以上の方の介護保険料を決定しています。
介護サービスに必要なお金のうち、1割の自己負担額を除いた分を給付費と言います。給付費は年々増加傾向にあり、これからの給付費は、介護報酬や認定者数の増加などから次のように推計されます。



第5期は第4期に比べ、総額で約24億円増の約152億円と試算されました。この給付費は、公費と介護保険料で賄われます。負担割合は、法律で定められており、65歳以上の方の負担する割合は、本年度までは介護給付費の2割ですが、来年度からは2割になります。
今後、国の方針により、介護報酬の改定があり、報酬が増額となると、それに合わせて給付費の見込みも増額します。

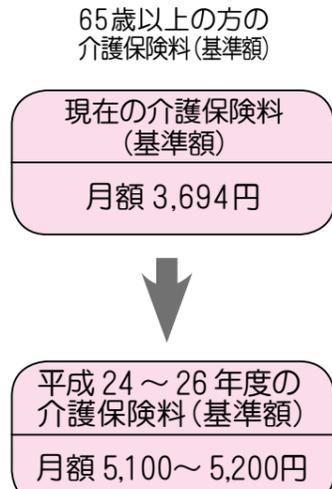
給付費の負担割合



※1 医療保険とは別に納付します
※2 医療保険と一括して納付します

◆介護保険料は38—41割の増額

65歳以上の方の介護保険料は、市町村ごとで決定されます。現在、当市の65歳以上の方の介護保険料は、基準額で月額3694円です。基準額とは、平均的な所得の方の介護保険料です。次期(第5期)の介護保険料の算定では、今期に予想を大きく上回る介護サービスの利用があったことや、次期に予想される介護サービスの利用者の増、65歳以上の方の負担割合が2割から21割に上がることで、新規施設開設による給付費の増などから、値上げが避けられない状況となります。また保険料の上昇を抑えるために充てることができる貯金(基金)は、今期で底を付いています。そのため、介護保険料は月額5100—5200円(約38—41割の増額)程度になる見込みです。
一人一人の介護保険料は、自分の所得と家族の方の所得により11段階に区分されます。所得が低い人の介護保険料は、基準額より低くなります。

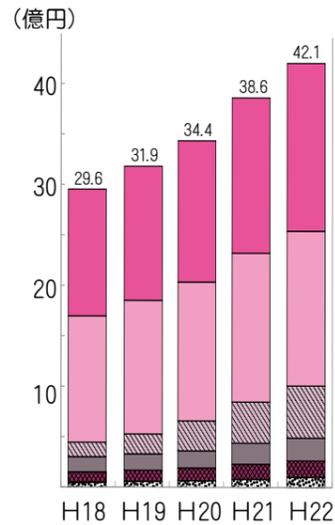


◆介護保険料は給付費に使用

昨年度、65歳以上の方が支払った介護保険料は、約6億8千万円で、すべてが介護保険事業に充てられました。その大部分は、利用した介護サービスの、1割の自己負担額を除いた額に当たる給付費に使われました(左のグラフ参照)。
また要介護状態にならないよう介護予防を行ったり、高齢者の権利擁護や家族介護の支援などを行ったりする地域支援事業にも使われています。平成22年度のこの事業費は約1億円でした。

給付費の内訳

- 居宅サービス費 (デイサービスやショートステイ、訪問介護、訪問看護などの利用料)
- 施設サービス費 (自宅での介護が難しい方が利用する介護老人福祉施設や、自立を目的にリハビリなどを必要とする方が利用する介護老人保健施設などの利用料)
- 地域密着型サービス費 (認知症グループホームや認知症デイサービス、小規模多機能型居宅介護などの利用料)
- サービス計画費 (居宅サービスを利用する際の計画費)
- 特定入所者介護サービス費 (所得の低い方が施設、短期入所サービスに滞在したときの食費と居住費の補足分として支給するもの)
- その他 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、住宅改修費、福祉用具購入費、審査支払手数料



計画(案)への意見をお寄せください

市では、市民の意見を計画に反映させるため、高齢者福祉計画(案)と介護保険事業計画(案)についての意見を募集します。

計画案は、高齢福祉課や本庁舎情報公開コーナー、各振興事務所、市中央図書館で閲覧できます。市ウェブサイト (<http://www.city.ena.lg.jp/>) にも掲載しています。閲覧期間は、意見募集期間と同じです。

- 募集期間 1月13日(金)～2月3日(金)
- 募集方法 本紙1日号折り込みの広報直通便、官製はがき、ファクス、電子メールなどで、①氏名②住所③連絡先一を明記し、お寄せください。見出しは、「高齢者福祉計画」などとしてください。
- 問 高齢福祉課 〒509-7292 (住所不要) ☎ 26-2111 (内線123) ☎ 25-7294 ✉ koureifukushi@city.ena.lg.jp